

あると考えることは、御理解いただけると思ひます。そして、各国がそうでございますならば、日本としても外務、大蔵両大臣ともに出席ができれば、三木総理大臣としても御満足であるということも、御理解いただけると思ひます。

ただ、佐藤さんおっしゃる通りに、いまちょうど国会中でございます。とりわけ私は、非常にむずかしい法案の御審議をお願いしておる責任大臣でございますので、国会の御審議を第一に心得なければならぬ責任を持っておるわけでございます。したがって、私自身は国会にとどまって審議の戦列に加わるべきであるし、また一方、国際信義の上から申しますと、パリの会場に行くべき立場でもある。一方を立てれば一方が立たない、重盛の心境でございます。

そこで私は、内閣と国会の御判断を仰いだわけでございまして、内閣と国会の方でいろいろ御折衝があったと見えて、ようやくきのうの朝になりまして閣議の決定を見るという手はずになったと承知いたしておるわけでございます。すべて国会と内閣の判断に私の去就をゆだねたというのが私の立場でございます。

○佐藤(観)委員 時間があればもう少しいろいろなことを言いたいんですが、私、余分なことは避けてましてあえてこのことを伺いをいたしますのは、先進国首脳会議でありますから、首相はこれはいろいろ高度な意味でわからぬわけではない。しかし首相として会期末でありますからいろいろ問題があると思ひます。大蔵大臣の場合、このランブイエ城で行われます会議の内容その他をずっと検討してみますと、総理が行くのに果たして大蔵大臣が必要なのだろうか、どうもその辺が大平さんの影が向こうへ行つて薄いんじゃないだろうかという気がするわけです。

それともう一つは、果たして日本が確固たる問題意識を持つてあるいは主張を持つて向こうに行くんだらうかということについて、私はきわめて疑問に思ふわけです。三木首相は、こう言つたら本人は怒るでしょうが、経済音痴だと新聞その他

は書いています。それに対して相手のフランスのジスカールデスタンなんというのは大蔵大臣を経験してきましてベテランで、あるいは西ドイツのシュミットにしたつて大変な財政経済通だ。こういうことでありますから、大平大蔵大臣の役目というのは、この経済に弱いと言われる三木さんを補佐する役目になるんだらうと私は思ふのです。

そこで、言われておりますことは六つの大きなテーマがあるわけでありまして、私は大平大蔵大臣に關係する三つの問題について具体的に伺ひをしていきたいと思ふのです。

まず第一点は、景気の問題です。世界不況からの脱出ということが今度のランブイエ城における会議の主要なテーマになつてきているわけですね。田中内閣あるいは三木内閣は物価の問題といひますと、口を開けばこれは輸入されたインフレである、こういうことを言つてかなり逃げてきたわけでありまして、本来ならば今度のこの先進国首脳会議がこの海外要因というものをどうやら国内のインフレから遮断ができるのかという意味で討議をするというのには、私は非常に意義のあることだと思ひます。しかし、どうも私たちに伝はつてくる新聞報道その他では、そんなことを言つたつて各国は各国のいろいろな事情があるし、なかなかそれはむずかしい。そこでどうも、これは新聞報道でありますからあえて大平大蔵大臣のお考えをお伺ひしたいんですが、結論的には、お互いに他国の景気の拡大策を強制せずに各国の実情に応じて回復策をどう、こういうような結論だと報道されているわけでありまして、こんなことならば、あえて先進国首脳会議を開いて世界の不況から脱出をするというテーマを果たして話し合う必要があるのか。各国の実情とおりやうていこうということならば何も先進国の六人が集まつて話すことはないんじゃないかというのが私の率直な感想なわけなんです。

それで、この世界不況からの脱出という問題についてわが国としては一体どういふような主張をされるのか、具体的にどういふような世界不況からの脱出策というのをその討議の中で述べようとしておるのか、その点についてはいかがお考えでございますか。

○大平(三郎)大臣 世界の景気でございますが、最近アメリカの景気は、とりわけ第三・四半期から相当の速度で回復の軌道に乗つたというように見られます。けれども、ヨーロッパは依然として低迷を続けておるという状況でございます。わが国は一応の景気対策、財政面からも金融面からも一応の対策を取りそろえて実施に移すことができたわけでございます。それぞれの国はそれぞれの立場で鋭意対応策をやつておるわけでございます。

問題は、世界景気が本格的に軌道に乗るというためには、世界の経済秩序が安定してまいりまして活力ある経済活動が伸び伸び展開できるという状況が開かれなければ、回復の曙光が見えてこないわけでございます。

今度の首脳会議というのはそういう意味で世界経済秩序というものがここ数年来弛緩いたしておるのでございますけれども、これを何とか再建しようじゃないか、そのためには何をなすべきであるか、何をすべきでないか、そういうことについて意見の交換もあるし、コンセンサスの得られるものを固めてまいらうということには意義があると思ふのでございまして、こういう会議が開かれること自体が、開かれぬ事態よりは、そういう意味では大きな前進であると思つておるわけでございます。

したがつて、景気政策が取り上げられる場合におきまして、これは貿易にいたしましてはその他後進国援助にいたしましては通貨問題にいたしまして、すべてこれにつながる問題でございまして、そういう問題において何をなすべきであるか、何をなすべきでないか、経済秩序を再建する意味合いからわが国としては前向きな姿勢で発言すべきはしてまいらなければならぬと考えております。

ではそれは世界経済の秩序の再建ということになると思ふのですが、その場合、大蔵大臣が言われる何をなすべきか、何をなさざるべきか、この何をなすべきかの内容が問題だと思ふのです。

一体田中内閣、三木内閣、インフレ問題を取り上げますと、これは海外要因が非常に大きいのだということをずっと言つてきて、独禁法の問題についてもその他の流通過程の問題についても、物価問題というのはあたかも世界経済の中で日本の経済が置かれていゝ位置からいって輸入されたインフレなんだという、こういう言い方を今日までずっとしてきたわけですね。ですから確かに世界不況の問題には世界的なインフレの問題を話すことは意義がありますが、それならば話し合うだけではなくして具体的な提案として、何かそこ世界不況を脱する、世界的なインフレがそれではどういふ秩序をつくれれば日本にとってみて輸入されたインフレといふことにならないのか、この具体的な提案がなければ、単に私は自国のいろいろな利害に關係することだけ述べ合つていたのではこれは何ら意義のあることにはならないのではないだろうか。具体的に大蔵大臣が言われる何をなすべきか、これは何をなすべきかと大蔵大臣はお考えなんでしょうか。

○大平(三郎)大臣 何をなすべきか、何をなしてはいけないかといふことを考えてみると、聡明な佐藤さんでございまして、私が御説明申し上げるまでもないと思ひますけれども、まず第一に貿易でございまして、各国が輸入制限に狂奔するといふようなことになりまして、さなきだに縮小均衡の傾向を持つておられます世界貿易はますます萎縮し、縮小均衡化するおそれが濃厚でございます。で、東京におけるガット総会において採択されました東京宣言の精神をあくまで各国が守り抜くといふこと、これはやらねばならぬことであると思ひます。

それから第三世界、後進国に対する援助にいたしまして、こういう第一次産品の輸出国に對しましてその産品の輸出所得が安定するといふこと

のためにどうすべきであるか、これには幾つかの提案がなされておるわけですが、私は、そのいずれの提案も前向きな提案でございすけれども、実行可能な案といたしましてアメリカが提案したところから、すなわち国際金融機構にいろいろ積み立てられていたIMF等の金をこの際動員いたしまして、第一次産品の所得の安定に使うという案といたしまして、この案に賛成する意味でやっていますことではないかと考えております。

金融におきましても、産油国に金が偏在いたしまして、消費国、とりわけMSAC諸国のように資源も技術もない国は一番困っておるわけでございますので、そして国際収支が大きな異変を来しておることでございすので、そういう国際収支の支調を救うために、IMFはIMFでオイルファシリティーを強化いたしたわけでございます。OECDはOECDで近く御審議を仰ぎます金融支援協定をつくり上げたわけでございますけれども、そういうことを促進してまいらうというところは、この際なすべきことであると思っております。なしてならぬことは、申すまでもなく、ここで輸入の制限でございすとか、輸入の禁止でございすとか、そういう保護主義的な傾向に世界が走ることは、誠にやならぬことは当然でございます。すでに変動制をとっておりま

す通貨にいたしまして、これ以上さらに大きな変動、変動を見るというふうなことがないように、できるだけ安定化の方向に持っていくように、通貨政策を各通貨当局はやってまいらにやいかぬわけでございますが、そういう点については、よほど慎重な通貨政策が望ましいと私も考えておるわけでございます。一つ一つのことがそれぞれ別に論議されるのではなくて、世界経済の新たな安定した秩序、活力のある秩序を模索するという意味におきまして、すべての問題がそういう目的に奉仕するというようにわれわれは期待をして、それに積極的に参加してまいらうというつもりでございます。

○佐藤(観)委員 南北問題については、かなり三木首相が三つぐらいにわたって具体的に述べられていることも私も承知をしております。けれども、貿易の問題については、ガットの東京大会の宣言、これはある意味ではこれ自体も再確認です。そういう意味では貿易問題というのでも六カ国が集まってかなり精神的な腹合わせといえます。世界不況脱出に向かっている意欲というものを貿易面でも示そうということ、これは内容的には実務的な部分というのはいささか余りないんじゃないか、むしろそういう意味では余りないんじゃないか、むしろそこにあるんじゃないかという気が私はするわけです。

これは後で新国際ラウンドとの関連で若干お伺いいたしますけれども、一番問題になりました、しかも今度の六カ国首脳会議の最初の発端は、それも通貨問題であったわけですね。で、果たして通貨問題に対して、日本はいま大蔵大臣もとにかく余り変動がないようにということと言われたわけでありまして、通貨問題について非常に日本の発言が少くないか、あるいは私自身、日本における政治なり経済の分野におきまします通貨問題という問題のウェイトが若干軽過ぎないかという気がするわけですね。フランスは固定相場制を主張し、アメリカは変動相場制を主張しておりますが、若干アメリカのドルが強くなってきたから、この辺のニュアンスも必ずしもそういうふうな固定化して物事を考えられないと私は思うのですが、じゃあならば、日本というのはこういう中であって、アメリカとフランスという通貨問題について違った考え方を持った者が集まるわけでありまして、貿易立国としての日本は果たしてこの通貨問題というのをどういうふうにしていくものか、どういうふうな考え方をしておられるのか、その点はいかがでございますか。

○大平(蔵)大臣 四年前ドルが金から離脱を声明するまで金ドル体制で世界の通貨はそれをベースにいたしまして一つの安定した秩序があったと思っております。これは世界の経済の復興と成

長の基盤であったと思うのであります。けれども、不幸にいたしまして、そのことが崩壊いたしました。それから、しばらくの間、一年余りの間スミソニアン体制というふうなものが暫定的にございまして、たけれども、それが支え切れないうとうと世界は全面フロートの状態に転落してしまつたわけでございます。

このいまわれわれが持っております変動相場でございますけれども、これは確かにこういう激変の時期に通貨体制が対応するだけのフレキシビリティを持っておつたという評価もございすけれども、しかしフロートに入りましてから対ドルのレートを見てみますと、ヨーロッパの各通貨は二割五分も三割も、それ以上もの変動を来しております。日本はそれほどの変動を来していませんけれども、そういうことは決して経済秩序の安定をもたらすゆえんではないと思つてございまして、いまの変動相場が理想的な制度であるかと考えるのは私は間違ひであると思つてございす。といって覆水を盆に返すということとで固定相場に返すなということとはとてもできる相談ではないと思つております。アメリカとフランスが対立しておるに至つて、両方ともあくまでもフロートだ、あくまでも固定相場だと言つて議論するほど両方とも硬直した頭腦の持ち主ではないと思つております。

要するに、問題は現在のフロートの状態の中で相対的に安定したやり方をどのようにしてつくり上げていくかという具体的な現実的な課題がわれわれが共通に持つておる課題だと思つてございす。さればこそ何回も何回も大蔵大臣会議がございまして、ことしになりましたもすでに三回開いてございまして、これで四回目でございますけれども、何か工夫をしようじゃないかということで、来年の一月のジャマイカ会議を目標にいたしまして、各国でいま勉強いたしておるやききに、今度のようになつたわけでございます。したがって、これはその問題はすでに各国政府

は十分心得て努力をいたしておる、方向も決まつております。十分の意思の疎通もやりながら来ておることでございますので、今度の会議におきましては、そういう方向で一層の安定化への努力をやるうじやないかということをお互いにお互い方で行なうファームする、そういうのが私は一つの今度の首脳会議の大きな任務じゃないかというふうに心得ております。

○佐藤(観)委員 ちよつと国際金融局長にお伺いしますが、日本は現状の為替相場、このやり方というのは固定相場制ではないことは事実ですが、変動相場制というふうな説明しているのですか、日本の言葉で言いますと。

○藤岡(政府)委員 基本的にはフロートではございすが、その管理されたフロートという形で運営しておるわけでございます。

○佐藤(観)委員 その管理されたという意味は、日本は為替管理が非常に厳しいという意味の管理なのか、それともいわゆるワイドバンドを考えた管理されたということをい言われたのか、その点はどういうことでしょうか。

○藤岡(政府)委員 このフロートを管理するにつきましては、昨年の六月IMFでフロートのガイドラインというものをつくりまして、そこには何点かございすが、第一点は日々あるいは週単位で見られた相場の高下や放出量に介入しないうかぬということがございまして、日本がたまたまやっておりますのはその第一点の目的でやっておりますわけでございます。

○佐藤(観)委員 私が非常に疑問に思つておりますのは、この八月から九月半ばくらいにかけましてドルがだんだん上がつてきた。特に九月の十八日でしたか、十七日でしたか、ついに三百円台になつたということで、私の仄聞したところ、八月からこの九月にかけて日銀が約二十億ドル近い額を買い支えをやっておるというふうな聞いています。すね、この数字が、果たしてどのくらい八月から九月いっぱい、この二カ月で買い支えをやつたのか、これはいかがですか。

れました、本年一月には成立したわけでございますが、そういう事情がございまして、その二年前に提唱されました国際ラウンドがなかなか進捗いたしておりません。それを全般的にさらに推進していくことというのが大事ではないかと私どもは考えておる次第でございます。

○佐藤（親）委員　そうしますと、今度の先進国首脳会議というのも、結論的に聞いてみますと、いまお答えがあった貿易の問題あるいは通貨の問題あるいは世界不況脱出の問題、これ等についても、まあ過去の積み重ねをそのままもう一度顔を合わせて腹合わせをするというような会議のように私は気がするのですけれども、そういうふうな

つかんじやいかぬのですか、どうなんですか。

○大平国務大臣 首脳会議の評価は、いろいろな立場でいろいろな評価があり得ようかと思いますが、六カ国の最高首脳が集まるということは大きなイベントだと私は思います。そして、そこでは自由世界が当面しております重要な問題について基本的なコンセンサスが得られるということ、これは、これまで大きなアチーブメントに違いないと思うのでございます。

したがって、そういった会議に招請を受けたというところでございますので、三木総理以下、私もいたしまして、日本の名譽にかけて、ちゃんと今日の問題を踏まえてこれに参加してまいることは、今後の自由世界の安定のために大変大事なことだと私は思っております。

○佐藤(鶴)委員 私の言いたいのは、具体的な、目新しい、そしてなおそれが実を結ぶような新しいものというのはいくつもあるけれども、参加する中で、オリンピックじゃないけれども、参加することに意義があるような、そんな会議のような気がしてしょうがないのであります。

時間がありませんから先へ進みますが、次には来年度の予算あるいは財政運営についてなんです、三点ばかり簡単に伺いしておきたいと思うのです。

一つは、来年度の予算の編成の時期の目安ですが、これはどういうふうに考えていらっしゃるんですか。

○大平国務大臣 まだ政府、与党の間で編成の目安について相談をいたしております。大蔵当局といたしまして、概算要求を受けていま鋭意検討をいたしておりますのがいまの段階でございます。また、編成をいつするかという点につきましては、まだ編成は立っておりません。

○佐藤(鶴)委員 目安が立っていないということ、年度内編成はとも間に合わぬというふうには、理解をしておりますか。

○大平国務大臣 やはり大蔵当局としては、こういう景気がたるんだときでございますし、経済が

落ち込んだときでございますので、来年度の経済の展望、そして財政計画すなわち予算というようになものができるだけ早く固まって、そして国民に示されることが非常に大事だと思うのでございまして、可能でございますならば年内編成ということとを望ましいと考えておりますし、財政当局としてはそれだけの用意はしておかなければならぬと思っております。

○佐藤(鶴)委員 そこで、われわれに伝えられるところ、来年度の予算については景気起動型だという表現がされているわけですね。もしそうじゃないというなら、後で御答弁の中で答えていただければいいわけですが、特にその中で、公共事業費の伸びが一五%だ、予算の伸びは何か一二%程度に抑えたいけれども、公共事業は一五%の伸びで三兆三千億を考えているというようなことがわれわれの耳に入ってくるわけでありまして、これも、この公共事業費の中身、これがどうも今度の補正予算等の対応を見てみましても、またまた高度成長時代の遺物である大型プロジェクト、これをどうなん復活をさせるという考えではないかなというふうに見られるわけですが、その点はいかがですか。

○大平国務大臣 公共事業につきましては、仰せのよう規模の問題と、それからその内容の問題と質の問題、二つあると思います。規模の問題といたしましては、去年、ことしと公共事業の予算というのにはノミナリに見ましても前年同額ぐらいに押さえて、言いかえれば、物価の上昇がございまして、事業の分量はその分だけ減るというように押さえてまいりました。これは総需要抑制策をやる場合におきまして、一番有力な政策手段として公共事業を抑制するというねらいの政策をとったからでございます。今度そういう状況から脱却いたしまして、景気をむしろ回復させなければならぬというふうなことになるまいりましたので、今度一・三%ばかり公共事業費をふやすことに今度の補正予算で認めていただいたわけでございます。来年度どうしますかにつきま

しては、まだ一割五分にするとかなんというふうなことを決めたわけじゃございませんし、どこからそういう議論が出たのか私は存じません。来年度の予算につきましてどのようにするかはまだ決めておりません。

ただ、あなたが言われるように、第二の質の問題でございますけれども、ここ数年、公共事業費にいたしましては財政投融資にいたしましては大変中身が変わってまいりまして、生産重視偏重から生活福祉重視の方向にだんだんと変わってきておるわけでございます。これは偏見を持たずに政府の資料を分析していただければ御理解いただけるかと思うのでございまして、その生活福祉の比重が財投も含めて年々歳々ますますふえてきております。この傾向は私は来年も続けて前進させていかなければならないことと思っております。そういう政策の方向は持っておりますけれども、来年度の程度、金額を予算的に確保してまいるかということについてはいま全く未知数でございます。

○佐藤(鶴)委員 後半に誇らしげに言われた生活関連投資なりその他の問題は、わが党がずっと主張してきたことで、その意味ではやと目が覚めたか私たちは言いたいわけです。

それでもう一点伺いをしておきたいことは、歳入の面で租税特別措置を一体どうするか。個々の問題についてはまた改めて伺いをする機会を持たしていただきますが、額だけでいきますと、五十年で五千六百十億円の租税特別措置によっての減収になっているという数字が出ています。それで、公共事業費を一五%にするか何%にするかまだ決めていらっしゃらないということですが、概算要求から追ってみれば大体の目安がつかうわけですね。こういうことを考えてみますと、いわゆる当然増経費が来年度一兆八千億くらい予想されますから、そうなりますと来年度予算というのは、建設国債、赤字国債を入れたら当初から六兆円くらいの公債を発行しないといとも財政がやっつけられないんじゃないかとい

うふうに計算ははじけるわけですね。公共事業費が三兆三千億という数字を考えてみますれば、赤字国債だけでそのうちの約半分、三兆円を考えたければいいか。

こうなつてきますと、マクロな話であります。租税特別措置法で減税されている部分が五十年で五千六百十億円だということになりますと、これは全部租税特別措置を廃止をしましても、赤字国債の総額を減らすわけにはいかぬ。減らすわけにはいかぬというよりむしろ租税特別措置全部をなくしてもなおかつ間に合わぬという状態じゃないかと私は思うのです。そういうことを考えてみますと、租税特別措置法についてはかなり深刻に見直しをしなければいけないのではないかと、全政策的に必要なもの——これがあるかないか、また政策的というのはいくつもの意味かというのには非常に議論を呼ぶところかもしれません。そういうもの以外ほとんど廃止をするというくらいは姿勢でいかないと、まさにニューヨークの二の舞を日本が踏むのではないだろうか、こういうふうに思うのですけれどもいかがでございますか。

○大蔵政府委員 租税特別措置につきまして従来から整理、合理化に努力してきておりますが、この機会にもう一遍全面的な洗い直しをお願いしたいということで現在税制調査会で御審議をお願いいたしております。総会ですと三回御審議をいただいておりますが、ただいまの佐藤委員の御質問に即して申し上げますと、まず租税特別措置によります減収額はおっしゃいますとおりネットで五千六百億でございます。これは交際費課税の強化の分を差し引いておりますので、グロスの減収額は七千九百六十億でございます。ただその中身は所得税と登録免許税などの減税でございます。所得税については前回御議論をいただきましたが、その減収の大きな項目になっております生命保険料控除とか少額貯蓄の免税とかいうものにつきましては、いま以上ふやすということは差し

控えるべきであらうという御意見がございましたけれども、これをこの際縮減すべきだという御意見は必ずしも出ておりません。

したがって残りの三千億の法人税関係の特別措置についてどの程度までの整理、合理化ができるかという問題になってくると思います。その場合に、たまたま昨日法人税関係の特別措置について御議論をいただきましたが、その中では佐藤委員の御指摘のようにこの際一掃全部ゼロにしよう、それからどうしても必要なものを逆に拾い上げるといふ作業をすべきだという御意見の委員も何人かいらつしやいました。しかし同時に、従来から整理、合理化は進めてきておるのだし特別措置というのには理由なしにやっておるわけではない、やはり一つずつきめ細かくその理由、効果を洗い直してやるべきであつて、特にこの機会だから何でもかんでもやめてしまふという乱暴な議論には承服いたしたいということをおっしゃった委員もいらつしやいます。

これらの点はなお今後時間をかけまして、関係各省とも協議いたしながら御納得いただけるような結論を得ていかなくてはならぬと思います。しかし、いずれにしても金額的なオーダーといたしましては約三千億円が法人税関係でございまして、しかもそのうち約四割はいわゆる中小企業関係でございまして、それを全部やめてしまふということとはなかなか言うべくしてできないし、あるいは適当ではない。しかもいづれも平年度でございまして、五十一年度にどの程度の増収があるかという角度から申し上げますと、これに非常な精力を集中いたしましていまやっておりますが、結果的に、この作業によって特例公債の幅が非常に大きく縮まっていくということは残念ながら期待できないだろう、そのように考えております。

○佐藤(観)委員 時間がありませんので山田委員に譲りますけれども、三千億のうちの四割が中小企業と言いますけれども、これは来年度本格的に論議をしたいと思いますが、事実上中小企業に租

税特別措置法が効いているというのはほとんど皆無に等しいと私は思っているわけですが。これは一度改めて論議をいたしますが、法律上はそうなっています。実態はほとんどやっていない。それから政治姿勢として、確かに三兆円の赤字国債を減らす額としてはとても足りるものじゃないけれども、少しずつでもやめていかないととても赤字国債は減らせるものじゃありませんので、そのことだけはつけ加えて終わります。

○上村委員長 山田社目君。

○山田(社)委員 大臣、いろいろな問題を背中に背負って外国へ出張なさるので大変御苦労だと思ひます。マクロ的な経済、金融問題の御議論のようですが、日本の国益がその中にどう守られ保障されてくるか、行かれることにいろいろ批判もあるのですから、十分ひとつ批判にこたえてりつぱな成果を上げてお帰りいただきたいと思ひます。マクロ的な物の考え方等については佐藤委員の方から質問がありましたので、私は、時間もごく限られておりますので、今日の歳入欠陥の補てん策について国会でも補正予算を通してまいらんと論議されてまいりましたが、私も問題を幾つか提起をしてみたいと思ひますが、いまの日本の税制なりあるいは通達のあり方等についていろいろと調査をしてまいりますと幾つかの矛盾にぶち当たってくるのですが、その中で特に、きょう大臣が出席なさいますまでに金融機関の貸倒引当金の制度についていまだ一度中身を詰めて、そうして大臣の見解というものを伺っておきたいと思ひます。非常にミクロの問題に入つて恐縮ですが、国民も最近特に非常に関心を深めておりますだけに、ひとつ明確なこれからの取り扱いについての態度の表明をお願いしたいと思ひます。

○山田(社)委員 大臣、いろいろ問題を背中に背負って外国へ出張なさるので大変御苦労だと思ひます。マクロ的な経済、金融問題の御議論のようですが、日本の国益がその中にどう守られ保障されてくるか、行かれることにいろいろ批判もあるのですから、十分ひとつ批判にこたえてりつぱな成果を上げてお帰りいただきたいと思ひます。マクロ的な物の考え方等については佐藤委員の方から質問がありましたので、私は、時間もごく限られておりますので、今日の歳入欠陥の補てん策について国会でも補正予算を通してまいらんと論議されてまいりましたが、私も問題を幾つか提起をしてみたいと思ひますが、いまの日本の税制なりあるいは通達のあり方等についていろいろと調査をしてまいりますと幾つかの矛盾にぶち当たってくるのですが、その中で特に、きょう大臣が出席なさいますまでに金融機関の貸倒引当金の制度についていまだ一度中身を詰めて、そうして大臣の見解というものを伺っておきたいと思ひます。非常にミクロの問題に入つて恐縮ですが、国民も最近特に非常に関心を深めておりますだけに、ひとつ明確なこれからの取り扱いについての態度の表明をお願いしたいと思ひます。

態になる、その実績を集計をして翌年度の税制措置の中で相当額を見ていくといういわゆる実績主義。ところが日本の場合には、実績をあらかじめ想定をする率を策定をしてそうして貸倒引当金を積み立てていく、こういうやり方になっておりますが、積立金額と貸倒引当金の実績との差が余りにも多い。

先般の質問のときには、千分の十という積立金の率に対して実績は千分の〇・二と御回答があつたようでございします。そこで五十倍の積み立てをしておると指摘をしましたが、精査をしてみますと千分の〇・二でございします。かなり実績と引当金額の間には誤差が大きく広がつてまいりました。

實際を調べてみますと、四十九年の上期で都市銀行の引当金総額が七千四百四十三億、滞貸金償却、いわゆる貸し倒れの償却金が三億でありました。二千四百八十一倍の積み立てであります。こういうような銀行の過保護は世界にはないんじゃないですか。私は、この実績を見て、何となく今日の政治のあり方、企業保護、特にその中で金融機関の保護というものがここまで過大に格差を生じてまいりますと、国民の皆さんは承知をしない、こういう気持ちで調査を進めていく中で広がり、深く感じたところであります。

この事実については、私の調査が誤つておれば別ですけれども、間違ひございませんでしようか。

○大倉政府委員 ただいま山田委員のおっしゃいました、前回、たしか八月の大蔵委員会でお答えいたしました数字は、主税局の調査によります四十九年度分の金融保険業の貸し倒れの実績率が千分の〇・二と申し上げました。これに対して、精査すればとおっしゃいました数字は、銀行局の調査の数字であらうかと思ひます。

これによりまして、ただいまおっしゃいました数字の根元の数字は若干違うようでございします。率といたしましては、都市銀行が同じ千分の〇・二、地方銀行が千分の〇・五、相互銀行

が千分の〇・三二、信用金庫が千分の〇・四七とすることになっておるようでございします。

なお、諸外国の例でございします。金融保険業以外の事業につきましては、実績率を採用している例が多いと思ひます。金融機関につきましては、むしろ概算率の例の方が多いように思ひます。なお、アメリカは、将来実績率に向かって引き下げるという改正をいたしました。これは実績率に至るまでに、ちょっといま正確な資料を持つておりませんが、今後十七、八年かかる、十七、八年かけて徐々に引き下げていくということを考へておるといふふうに理解いたしております。

なお、銀行局長から補足を申し上げるかもしれませんが、これは現実に貸し倒れとして償却処理をしたものが分子になっております。私どもの方の調査は、貸し倒れ損失発生の場合には、債務償却特別勘定を設定いたした額も貸し倒れとして実績値を計算いたします。その差はございします。

○田辺政府委員 いま主税局長から御答弁したとおりでございしますが、ちょっと補足いたします。いま先生が御指摘になりました四十九年上期の都市銀行の貸倒引当金残高は七千四百三十三億であつて、それに対する償却額は三億である、だからその率はものすごい倍率になってしまふ、こうおっしゃつたのでございしますが、恐縮ですが、これは半期でございしますので、残高をいきなり半期の分で割りますとちよつと誤解を生ずるので、一年間の償却額と残高とを比較していただければ、そうしますと、先ほど先生がおっしゃいましたような千分の〇・二、つまり下期にやはり六億の償却が行われておりますので、その両方を足して計算をしなければいけないと思ひます。

○山田(社)委員 四十九年下期、六億ございしますね。下期の引当金は七千五百五十三億ということになっておりますから、上期のやつは益金に回していくわけですか、上期、下期合算をしてこの金額を指しておるわけですか。

○田辺政府委員 下期の貸倒引当金の残高は七千

○山田(社)委員 わかりました。それにいたしましたも、千分の〇・〇二といえますと、約五、六百倍近い金額です。都市銀行だけを見てまいりますと、私が言いましたように、大体上期で二千四百八十一倍、下期で千二百五十九倍、こういう倍率になってくるのですね。これだけの引当金積み立てをさせなくてはならない理由、これは一体どういうものでございましょうか。実績と引当金総額と、そうして倍率が出てくるのですから、あななたの方でもわかりますからね。どういう理由に立たれてこれだけの倍率を積み立てなければならぬのか。

いま主税局長お話しがございましたが、この考え方の中に欧米諸国の話もされました。確かに各々とも、実績主義に立ち返ったところもあります。が、努力をなさつておる。アメリカあたりは十五年から十八年かかるかもしれないとおっしゃいましたが、私なんか見てまいりますと、大体いまの十倍の十倍から三十倍という中に入つても入つてゐるわけです。日本のように数百倍、数千倍という積み立てをする国というのは、私は調べたてみてもわかりません。だから、日本がこういうことをしてゐる限りにおいては、そこにそれ相当の理由があるだろうと思つておりますので、その理由を御承知であるはずですから、ひとつ御説明をいただきたいと思います。

○大倉政府委員 実績との乖離が余りにはなほだしいという御指摘は、私としてはごもっともだと思います。その意味で、四十七年以来逐次引き下げをいたしてまいりましたわけでございます。

それから、将来どのような率が適当かということにつきましては、アメリカは十八年かけて実績に下げるようにいたしました。ドイツもフランスも結局は概算率を用いるという制度になってお

その場合に、どのような概算率を用いるか、これは平均的に見まして、ある特定の金融機関の実績率が低い場合でも、概算値としてはやはりその中の限界的な企業でかなり高いものにつきましても念頭に置いて設定するということにならざるを得ないのではないか。平均だけを見ましても、やはり年ごとにある程度波は打っておりまして、都市銀行について申し上げますれば、山田委員お手持ちかと思いますが、四十五年度は四十九年度の約五倍の貸倒率になっておりますし、やはりそのような実績をいろいろ見ながらやっていくのではなからうか。

いまのところ私どもとしては、とりあえず千分の八に切り下げて、これはすでに実施に移っておりますが、その後さらに時間をかけると思いますが、それでも千分の五に到達するように検討いたしましたということ、これはすでに政令の中に書き込んであるわけでございます。

ただなせいま千分の五まで決め切らなかつたのかという問題につきましては、たまたまことしの九月決算に間に合うように八月に関係局と、ここに銀行局長おりますが、いろいろ論議いたしたなかでございしますが、今後の情勢として、決つて好ましいことではないけれども、かなりの大額の貸し倒れが発生する危険がいま非常にある、したがって、いまの段階で千分の五までいつというふうには決めてしまふのは適當でないと思うから、それは千分の八になつた段階でもう一度議論しようではないかということとでございましたし、私どももいたしましたも、それなりの議論は納得できると思ひましたので、今回のような改正にいたしましたわけでございます。現に政令改正をいたしました、決めました後で、もう公表されておりますから、名前を言つてもいいかと思いますが、異人とか照国とかいふかなり大型の倒産も出てまいりま

もう一つ、くどくで恐縮でございますが、個別の企業ごとの実績率の採用をすべきかどうかという点につきましては、私は必ずしも適当と思わないと申し上げておりますのは、何と申しますか、アメリカのように非常にドライに取引先を切ってしまう国であればあるいはそれでいいのかもしれない。日本のように最後の最後まで倒さないで、本当の不良会社になりながら貸倒債却をしないという国につきましては、必ずしも実績実績と言わない方が、思わないデイスラクションを起こさないという意味で、かえって妥当ではないかという考え方を私としては持っております。

○**山田 勉** 委員 あなたのとおっしゃる一つの論理的な背景は私も多少わかるのですよ。実績率だけでは、経済変動もあるし、多少の安全率を見なくちゃいかぬ。しかしそれが諸外国と比べてみて、千倍とか二千倍の安全率を見ておるのはなぜなのか、これに対してはどなたにも御返事がないわけ

です。よ、私はそれが、いまのような歳入欠陥が激増してきたときに、歳入増を図るというときに、こういうふうな状態を残していいのですかと、聞いています。ですよ。だから、あなた方がこういう制度をつくられたときに、制度目的があったはずだ。それはいま大倉さんがおっしゃったような気持で、私はある程度わかるのですよ。その安全率を見ていかなくちやならないけれども、なぜ千倍から二千倍の安全率を見ていくのか。一般企業にそれだけの安全率を皆見てやるのですか。銀行だけが特殊な過保護になっていく理由は何なのか、これをひとつ銀行局長お答えいただきたいと思います。

○田辺政府委員　どうもくだいようでございますが、ひとつ、千倍二千倍とおっしゃいますのは、先ほどの半期の償却額で計算されておりますから、それはほんとに比較する場合に、先ほどの三億

それから外国の事例でございしますが、私に手元を持つております貸倒引当金の繰入率、税法上の限度で申しますと、アメリカは現在千分の十八でございます。それを一九八八年までに十八年かけて実績率に持つていこう、こういうことになつておるようでございしますが、この段階といたしましては一九七六年、来年になりますか、これが千分の十二、一九八二年、さらにまた六年かけますが、千分の六、それから一九八八年には実績率に持つていこう、こういうようなことになつておるようでございします。

それから西ドイツの貨幣引当金は、原則としては千分の十・五ということになっておるようでございます。なお、これはまあいろいろあるようでございますが、保証債務につきましても千分の五・二五を積むということになっております。わが国の制度で申しますと、保証債務につきましては引き当てを認めておりません。貸出金に対してやっております。

そういうようなことを考えますと、これは、私

ども、現行行政上の考え方を申し上げるわけですが、やはり銀行というものは絶対に安全でなければならぬという鉄則がありまして、私どもの指導といたしましては、できるだけ自己資本、内部留保というものを厚くすること、一つの目標になっております。現在の自己資本比率というものは、預金に対する、つまり全体の債務に対する自己資本の備えというものは、外国の銀行と比べてやや遜色がある状態でございます。

問題は貸倒引当金としてどうなんだということ
がもう一つあると思いますけれども、やはりこれ
はそのときどきの実績と申しますか、あるいは過
去数年間の平均というようなことでなしに、相当
の貸し倒れが発生することは経済の情勢によりま
して起ってくる、たちまち起こってくる場合があ
るわけでございます。また一つ、個別銀行、個
別金融機関ごとに、私どもいつも調べております

けれども、これはたとえ地銀の例で申しますと、千分の三十になんなんとする、二十九・一というような償却をせざるを得なかったものもございいます。また信用金庫の場合には、四十六というようなものを償却せざるを得なかったという事例が、これは四十九年度に発生しておるわけでございしますが、そういうようなことを考えますと、もちろんその一つの考え方があるべきだと思いますけれども、現在のようないかなる経済情勢、金融の状態を考えると、そう一気にはこの貸倒引当金を低めるといふことは、銀行経営の基本の心構えとして余り好ましくない、こう考えておるわけでございします。

○山田(社)委員 いま西ドイツのお話がありましたが、それは実績率中心主義でありましたが、安全率を見て千分の十八というふうな状態になっておる。向こうは日本と違ひまして実績率が高いわけですね。だから、実績率中心主義でいくけれども、安全率を見積もってそうなる。日本の場合も私はやはりそういうシステムを採用していけるのが常識じゃないかと思う。

実績率を、いまあなたは都銀、地銀、相銀、信金とお分けになりましたが、確かに相銀、信金は実績率は高くなつてきまして、額もふえてくる。しかし、一番安全度の高い都銀、地銀は、貸倒金額は低く、その積立金額は非常に高いのが極端に目立ってき始めている。そういうことを私は指摘しておるので、ただ諸外国と率だけを関連させて見るということではなくて、実績率を中心に考えていく、そういう引当金の積み立て、そこには安全度を見てやっていくという原則がとられておるけれども、日本の場合は余りにも極端に離れ過ぎてゐるではないか。ここについては、こういう時代にはもう少し手を加えていく措置をしなければいかぬ。だから一応実績主義の原則に立ち返っていただく、そこから安全率を見て操作をしていただくというやり方に早く立ち返つてもらわないと、一般の不満というものはだんだん蓄積されてくる、こういうことを特に指摘をいたしたわけであります。

それからもう一つ申し上げておきたいのは、こういう政令で出された千分の十二、十、今回の千分の九・五、こういう一つの出され方以外にこの経理基準通達というのが出されておると思うのです。これをお出しになって、いまの千分の十の比率の上になお経理基準比率を積み重ねて引当金をつくっていく、これはどういう根拠からおつくりになったものですか。

○田辺政府委員 昭和四十二年に統一経理基準をつくったわけでございします。その当時の、貸倒引当金について申しますと、税法上の繰り入れ限度はたしか千分の十五でございします。それに対して、統一経理基準、つまり銀行行政上の要引当額は千分の十八となつたわけでございします。その後税法の限度が引き上げられてまいりましたので、やはり千分の三上乗せというふうなところで基準を決めてまいりましたわけでございします。これは先ほど申し上げましたように、わが国の銀行の自己資本の比率というものが遜色があるということとで、税法上はたとえ千分の十五あるいは十二というふうな限度までしか損金に算入されなくても、税を納めても、銀行としては安全性を尊重する経理の問題から、それ以上の引き当てをなすべきである、こういう指導をしてきたわけであります。これがいろいろ誤解もあつたようでございします。その経緯は、税法上の限度が千分の十になつたときに、税法上の限度と同様にしようということにしたわけでございします。現在は同じ限度でもつてやっています。ただことしの九年度から税法上の限度は引き下げられるわけでございまして、従来税法上の取り扱ひでございしますと、いままで積んでおつた残高を取り崩さなくてもよろしいといふことまでは要求してはなかつたんでございしますけれども、今回は既往の繰入金に切り込んで、税法上はそれも損金に認めない、こういうふうになつてまいりました。ただ私どもの方といたしましては、統一経理基

準の考え方としては、いままで積んでおる引当金の残高を取り崩すということはやめなさい、その水準は維持をする、つまり最低のものとして維持をする。といひますのは、これから貸出残高も少しづつふえてまいるのでございしますから、繰り入れ限度が引き下げられましても、いつかいままでの積んでおる残高でもつて、ちょうど分母がふえてまいりますから、それを追ひ抜くかっこうになつていく、それまではそれを取り崩さない、ただし税金は払う、こういう仕方にしておるわけでございします。

○山田(社)委員 税法で定められた千分の十、これはいわゆる損金算入で税金は払わない。しかし経理基準通達によるやつは、千分の三プラスはゆる税の対象になったものをその中からの益金から積み立てていく、こういうことなんです。実際、銀行経理としては株主総会へかけるときにはそれは損金として立てるはずなんです。そういたしますと、株主配当その他を考えたとき、そこには一つの減税の姿があらわれてくる。当然最終的には税の収入は減つてきます。それは減つてくるんじゃないですか。もちろん分離課税制度をとつてはいますけれども、その千分の三という金額は益金で配当の対象になりませんからね。当然そういうふうなことが、結果としては最終的にどれだけ出るかは別としても、理論的には起り得るだろう。しかし、そうした千分の三の経理基準というものを損金で落として、今度は積み立てていった部分に上乗せをしていく。上乗せをしていくと、千分の十のときには十三にする、千分の十二の時代には十五にしていく、これは銀行の諸表の中には出てきません。そういうふうなことを行つていかなければならぬという一つのやり方にも、私は余りにも銀行の安全度ということを考えて、屋上屋の感じがあるような気がしてなりませんが、よ。だからことしの七月七日の通達では、一応そのものは外されておるようですが、上期の実績を下回らないようにという配慮がされておるけれども、だから制度上、通達上は外されておるけれども、実績は保証されている、こういうような通達の内容であります。

だからそういうふうな措置をすることが今日この時代の、くどいようですけれども、歳入欠陥でこれだけ国民が将来に危惧をしておる、あるいはその可能性もある国債をずっと発行していく、この次も発行していく、こういうふうな歳入状態が思わしくないときに手をつけなくてはならないのは歳入増の具体的な施策でなくちゃならない。そういうときにこういうところに深く目をつけていくというのが財務当局である大蔵省の大事な仕事ではないのか。もちろん歳入を削減していくということも大事な方法でしよう。しかし、それと歳入増を削っていくというやり方、これとが一体的になつて初めて税の不正を直していくということも起つてきて、国民は理解の度を深めていくんですよ。そういうことが十二分に措置なされないと段階でいろいろな措置をなさるところに、国民のコンセンサスが得られない理由があるような気がしてなりません。

その面から見ましたら、時間もなくて恐縮なんです。大蔵大臣、特別、銀行に關してはいわゆる利益隠しと言われていたこの貸倒引当金の制度、しかも多額の金額に上るので、実行率と見たら、いま議論しておるのを聞きになつて、余りにも差がひどい。私のとり方の差と銀行局長のとり方の差には開きがございします。しかし何といつても実績高に對して千分の九・五、実績は千分の〇・〇二、こういう開きがあるんですよ。その開きは五百倍近い開きがございします。こういうふうな状態が残されたまま歳入補てん策が別の方法で立てられていくというのは国民は承知すまい。だから、こういう一つの利益隠しと思われるところに手を入れて措置をしていくということが、いまあなたの責任として大きなウェイトを占めてきたのじゃないかと思ひますが、ひとつこの問題についてまたこれからはあらゆる角度から深めていきたいと思ひますけれども、きょうは時間がないので、あなたは二十分から議長室へい

しかし、行政といたしまして二つの立場がございまして、一つは、いままでやってまいりましたにはそれだけの理由があつてやってきたことでございすので、その政策的な理由というものをにわかには放てきするということについて銀行行政の立場から抵抗を感じるということとは、山田先生も十分御理解いただけると思うのでございます。同時に、私も歳入行政の立場から申しまして、全体として金融秩序が保たれ、経済界が秩序ある姿であるにおいて發展してまいることを保障することによつて初めて歳入が確保されるわけでございますので、その当年度の歳入の多きを望むことももとより必要でございすけれども、長きにわたりまして税源を涵養してまいる、培養してまいるということもまた努めていかなければならぬわけでござい

○山田(駐)委員 大臣の決意というものが述べられたわけですが、一つ一つの事柄には、できた経緯がありますし、それなりの理由があったことは私もわかります。しかし、この時代になりますと、國民がその理由を納得するかどうか、そのこととがきわめて大切なんです。だから私は特にきょうはこの問題を取り上げてお願いをしたのですけれども、どんな文句を言わなければ動かないといふのは、行政指導なり行政努力といふものを怠っていたということになるのですよね。だから、この時代でこそ、國民に幾つか無理をおっしゃるのですから、國民に無理を言う前にうんと思い切った努力なり行政指導を強めていただく、それを私はお願いをしたいのです。

質疑を続行いたします。増本一彦君。
○増本委員　時間も限られておりますので、質疑をさせていただきます。
ランブイエの会談に大臣もいらっしゃることに、公表になっておりますけれども、今度のランブイエの会談の一般的な課題は、報道などによりまして、国際経済秩序の再検討というように言われております。

大臣も御承知のように、戦後の自由主義経済世界の大変な秩序は、國際緊張の激化が全般的に進められてきた一九六〇年代の末ぐらいまでは、いろいろな評価がありますけれども、それなりに機能をしてきたのではないかと。しかしこの七〇年代に入つて、IMF体制の崩壊とかあるいはエネルギー危機、食糧危機というような國際的にも非常に重要な經濟的な問題が起つて、それがきっかけになつて貿易収支の問題でも大変深刻になつていゝる。しかもそういう過程の中で、發展途上國の要求も資源問題を初め國際的な經濟問題について全般的に非常に強まつてきているといふいまの情勢だと思ふのです。

しかしながらそういう過程の背後に、第一次大戦後と違った点で、世界各国が協力しないといけないという協力の精神がとだえていないということ、金と一つの救いであつたと思うのであります。金とドル体制をもとにしたIMFにおきましても、お互いに協力しようという精神は残っておりまして、いろいろな対応策が世界的な協力の中で行われておるわけでございますし、ガットを中心になしまして自由貿易、自由拡大貿易を貫こうじやないかということが誓われておりますし、発展途上国に対する協力援助にいたしましても、各国が

相当精力的に努力をいたしておるわけでございまして、それがなかりせば世界経済はまさに崩壊してしまつておつたと思ふのであります。

そういうやさきにこういう珍らしい首脳會議が開かれるわけでございますが、これはそういう戦後の各国の協力体制というものの一つの象徴だと思ふのであります。この會議を通じて、これまでともかく続けてまいりました世界各國間の国際的な協力というものを、あるいは国際的ないろいろな機構を通じての協力というものを、さらに一層活力のあるものにしようという意図があるわけで、六六の首脳がこれに裏書きをするという趣意を述べたことが、私は今度の首脳會議の持つ意味であらうと思ふのであります。仰せのように、どのテーマが大事である、どのテーマが比較的大事でないというふうなものではないと思ふのであります。全体のテーマに對する国際的な協力を根づから支えていくという国際協力の象徴がここに出てきたと思ふのであります。この會議はそういう意味で成功しなければならぬ、そのように私は考へております。

○増本委員 議題は六つあつて、それがそれぞれ相互の連関性を持つてゐる。しかし、それぞれの議題を各論別にながめてみますと、ドル危機以降、特にそれぞれの問題別あるいは分野別に各國、特に主要國の代表が参加をしてゐるという會議がやられてまいりました。しかし、それにもかかわらず、たとえば一番基本的なIMF体制の再建の取っかかりを一体どうするのかという問題、たとえば大臣が何回か國際會議に出たに上つていらない、あるいは四十八年には東京ラウンドの國際會議が開かれる。それ以降ジュネーブで個別の各國の會議が行われてゐる。そういういろいろな會議が行われてゐるけれども、しかしそこでは具体的にまだ方向の煮詰めもない。たとえば当面のこの東京ラウンドの問題にしても、それが具体的なコンセンサスがまだ得られる段階になつてゐない。それには当然今日の國際經

済の情勢が各國に非常にシビアに反映をして、そこからコンセンサスが得られないという問題も確かにあります。

しかしそこで、一つは國際協力をしようという志向が特に主要國の指導者の中に一面ではあるという点は確かにございまして、おろかもしれません。

〔委員長退席、山下(元)委員長代理着席〕
しかし抱へてゐる問題が、それぞれ個別の問題が相互に連関を合つてゐるから、そういう点では一つには、一國で解決できないからやはり國際的にこの會議を開いて解決をしていかなければならない、そういう必然性も問題の性質上持つてゐるところから、今日まで何ら具体的な解決がない國際會議が繰り返されてきた。そういう各論別のいろいろな國際會議が今日までやられていて、それぞれネックにぶつかつてゐる。

一つは、やはり政府が振り返つてこれまでの到達点なり総括をして問題点を明確にして、そこそこでの克服策というものを具体的に、たとえばこういう會議でも提言をしていくということがあるに必要だということに思ふわけですが、きょうの議案新聞に、先進國會議で三木総理が演説をされる草稿の全文というものが掲載をされてゐるのですが、これを拝見しても、そういう点で具体的な提言というものがまだ明確に打ち出されてゐない。確かに問題を見ますと主として四つぐらいのところが重点になつてゐるというふうな感じはいたします。たとえばオイルマネーの活用が一つの問題だし、それから國際經濟協力會議を重視する必要があるとか、あるいは農業、食糧部門の發展途上國に對する援助を重点に考へるとか、あるいは主要石油消費國を網羅して對話ができるようにしていきたいとかいうような一定の抱負というものが出されてゐますけれども、何かこれまでの積み重ねの上から必然的に出てくるという問題ではなくて、この提言というものが非常に抽象的で、國際協力というものは総論としてこういうものなのだという一つの御意見が出されてゐる

だけにすぎないのではないかと印象を私は持つのですが、大臣として、特に國際金融あるいは國際的なかわりでの財政とか、いろいろな今日の國際情勢にも不況が深刻化してゐる、この状態の中でおやりにならなければならぬ責任のある大臣の所管分野で、具体的にどういふところに焦点を絞つて、たとえばこの會議で積極的などういふ内容の発言をしていくのかということがもう一つ明確にしていただければと思ひますが、いかがですか。

○大平國務大臣 首脳會議で具体的な解決を待たなければ世界経済はあすにでも崩壊する、そういうような危機にいまあると私は思ひません。ですから問題は、今度の會議でそういう差し迫つていふかやうであれ首脳の手によつて解決してもらわなければならぬような問題を抱えてゐないかということ、私は世界の幸せであると思ふのであります。

そこで問題は、今度第二の幸福は、パリの郊外にとにかく六六の首脳が集まるということに合意したということですが、これも普通容易ならぬこととございまして、そういうことで集まつてお互に一種の意見の交換をしようではないかということが何らかの抵抗なく合意できたということ、私は世界の幸せに祝福すべきことであると思ふのであります。そして、これをやる以上は成功させなければならぬということとございまして、たとへば、いま増本さんが挙げられました世界経済がいま抱えてゐるものもろの問題、暫定的な解決を積み重ねながら山坂道を上つてゐるといういろいろな問題がありますけれども、そういう問題、これはこの首脳會議でスクリーンにかけて首脳間の全体の間とまつた祝福と協力を受けるということになるわけとございまして、これまでの國際協力が一層活力のあるものになるということ、そういう意味でこれは成功が約束されてゐるのじゃないか、またそのようにしなければならぬのじゃないかと私は思つております。

さて、それじゃおまえの、つまり私の管轄の中

での問題でどういふ点を力点に主張しようとしてゐるかということとございまして、けさほど佐藤さんにお答え申し上げましたように、事通貨の問題というのはすでに大蔵大臣レベルで精力的にやつてまいつてゐることでございまして、今後も続けてやることになつてゐる、今度も大蔵大臣が全部出席するわけとございまして、そういう通貨問題にまつた技術的な問題は、これは大蔵大臣にお任せおき願つてよろしいんじゃないかと思ふのであります。いまの変動制で飽き足らないところ、変動制が抱えてゐるデメリットというもの、それを漸次克服していかなければならぬためには、できるだけ為替を安定したものにしようという努力を各國がやらなければならぬということとわれわれがいたしておるわけでございまして、その各國の努力は一段と精力的に努力をかけてやろうではないかということが今度の首脳會議において強調される必要がある、またそれを三木総理からも強調していただきたいと考えております。

しかし、各國はいま例外なく、わが國ばかりじゃございせん、先進國各國例外なく非常な財政危機でございまして。しかし、その中で内に対しては大変お金がかかることが多いわけでございまして、そういう中で、しかもオイルダラーの手当てをどうしていくかというふうな問題、OECDの活動をどのようにして財政的に保障していくかというふうな問題、農業開発に對してどのように財政的に支援していくかというふうな問題、エネルギー問題の解決に各國が協力するについてどういふ財政的支援をするかというふうないろいろな問題については、各國の財政力は非常に制約を受けてきてゐると思ふのであります。

そこで、すでに各國がつくつてそこに財政的拠出をして現に動いてゐるOECDでございまして、IMFでございまして、世界銀行でございまして、アジア銀行でございまして、その他もろもろの開発基金制度もあるわけでございまして、そういうものを極力フルに動員して

つきまわして、こういふ方向で国際協力を実現のものにしようというようなことで各国の首脳のコセンサスが得られるということは、私は偉大な成功をもたらずに間違いないと考えております。

○増本委員　時間ですので――西崎さん、時間なくなっちゃったんで申しわけありません。

実は大臣、これは要望で、じゃ最後の発言にいたします。

来年度で義務教育施設の用地費の特例補助が期限が切れるので、これは来年度の予算編成の中でひとつ十分に、いまの人口急増地域の中小学校の用地確保が非常に困難だという事態もた、これは全国の特に急増地域の自治体の理事者たち、こ

切なる要請をなして、この点に十分配慮をしていただくこと。これは全く別個の問題ですけれども、要望をしておきます。

時間がありませんので、この点について議論できませんので、終わります。

○上村委員長 広沢直樹君。

○広沢委員 最初に、時間が制約を受けておりますので、簡単にお伺いします。お答えもひとつ簡単にお願ひしたいと思います。

私、まず最初に、午前中また先ほどから議題になつております大分県教育会会費、いよいよ、裁決

す。

と申しますのは、いろいろ議論はあるでしょうけれども、まず参加することに、そしてまた語り合うことに意義があるとか、あるいはわずか三日間の会議であるから具体的な詰めた答えは出てこないだろうとか、いろいろ議論されているわけですが。

私は確かにいま世界的な不況を打開するという意味から考えていって、この首脳会議というのがやはりいま世界の焦点になっておりますし、ただ語り合うとかあるいはそこに参加することが意義があるというようなものではなくて、いまの

危機を打開していく方向づけというものがなされなければ、これはかえってやぶへびになるのではないだろうか、こう思うわけであります。

特に、今日わが国におきましても、御存じのように入ま国会が開かれて重要な法案の審議に入ろうとしているやさきでありますから、その主務大臣である大蔵大臣があえてこの会議に出席されるということは、やはりそれなりの成果というものを考えてこなければならぬと思います。それに對して、参加される大蔵大臣の確たる確信をひとつ最初に伺っておきたいと思ひます。

○大平国務大臣 國際經濟のあらゆる分野で今日まで國際協力が進められてまいりまして、それは民間レベルであれ政府レベルであれ、事務レベルであれ關係レベルであれ、いろいろなレベルにおいて國際協力が保障されてきたわけでございます。今度は最高の頂上會議の形でこれが行われようとしておるわけでございまして、國際協力、すべての分野で展開されておりました國際協力をここで一度見直して、それに新たな活力と新たな展望を与えるというこよない機会であると思ひますので、そういう意味で、わが國に對していち早く招請を寄せられましたフランスの大統領に敬意を表しますとともに、私も、この會議を通じて國際協力が最高レベルの祝福を受けて一層強固なものになるところが最大の眼目だと考えております。

○広沢委員 それはわかるのでありますが、議題であります景氣の問題あるいは通貨問題、貿易、エネルギーあるいは南北問題、東西問題等々、当面している重要な議題、どれ一つをとつても、短期間あるいは短時間で結論の出る問題ではない。それがゆえに、先ほどから大蔵大臣もおっしゃつておられるように、それぞれのレベルで話し合ひはずつと続けられているわけでありまして。しかしながら、ここにそういうさなかで主要六カ國が集まつて、世界のいわゆる不況打開、もちろんインフレの問題もございまいしうが、そういう問題に取り組むということについては、何らかの方法

というものが、方向づけというものが出てこなければ、各國の主張をそこで述べ合つた、強調してきたというだけでは、これはやはり意味がないと思ひます。ですから、そこにやはり相當な成果をおさめるといふ確たる自信を持つてお臨みになるのかどうかという大臣の所見が伺いたいわけなんです。

それと同時に、たとえば一つ景氣問題をとらえてみても、やはり世界の関心というものは、世界景氣はいつごろどういう形で回復するのかというところにあるわけですね。それぞれ各國において景氣政策をいまだ強力に打ちつつあるわけですね。わが國においても御承知のように第四次の景氣政策をいま実施しているところであります。

そこで、これも一つ具体的に伺つておきたいのは、景氣刺激はこれ以上必要なのかどうか。たとえば、どういふお考えでいらつしやるのか。たとえば、日本はGNPも年率にしてやつとプラスになるだろうというふうな目測が大体出ておるんですが、OECDのいろいろな資料を見てみますと、世界的にはやはりマイナスになるのではないかと、このことが言われております。そういうことが続くということは、やはりある程度、これ以上に景氣刺激が必要なんじゃないかという議論もあると思ひます。大蔵大臣としてはどういふふうにお考えになつていらつしやるのか。そしてまた、そういうことになるとインフレの懸念というものも当然出てくるが、そういうものには對してはどういふふうにお考えになつていらつしやるのか。そういう現状の上に立つてやはり議論がなされるわけでありまして、そこに出来る期待というものも現状を踏まえた上で議論がされるわけですから、その点を十分踏まえて、参加される大蔵大臣として、經濟担当の大臣として、そこにはつきりと方向づけというものがなされるという確たる確信があつてお臨みになるのかどうかというのをひとつはつきりお答えいただきたいと思ひます。

○大平国務大臣 この會議はフランス大統領の提

唱にかかるとございましてけれども、關係國がちやうちよすることなくこれに快諾をいたしたわけでございます。最高首脳がこれに快諾をするということにつきましては、これは大変な決意だと思ひます。これは失敗させたら大変なことですから、成功させなければならぬという氣持が期せずして一致しておると思ひます。

したがつて、パリで意見の交換がいろいろ行われますが、それは結局一つの成功に導くということにおいて一致するという確信がなければ、みんなこれを承諾しないわけでございます。私は、その点はみじんも不安を感じていないわけでございます。

それから、第二の景氣政策でございますが、日本としては一応、財政面からも金融面からもやるべき景氣政策はやりおせたわけでございます。これからの成果が經濟の實體にどのように出でまいりますか、これを待たなければならぬ状況でございます。これは世界各國が知つておると思ひます。日本を除く他の五カ國から、日本は景氣政策を怠けておる、日本は景氣政策について十分でないというふうな指摘を受けるおそれは、私はないと考えております。

ただ、今後さらに刺激策をとるか、とらぬかという問題でございますが、これは今後の經濟の状況を見ないといけません。これは今後の經濟の状況に應じて、あなたが言うように、インフレを起こさせないような、國際収支を破綻に導かないような、そういう枠組みの中でわれわれは景氣政策をやるべきときにはやらなければいけません。やつてならぬときにはやつてはいけない、それは今後の經濟の推移を待たなければならぬと考えておるわけでございますが、しかし、いま世界の景氣回復の一番大きな活路はどこにあるのかと

いうと、やはり輸出の増大であると思ひます。戸を閉めるということではなくて、むしろ門戸を開いて、輸出もふやすが輸入もふやす、そして輸出も輸入もできるだけ自由化の方向に持つていく

ということをみんなそろつてやつていくことは、いまの景氣政策から申しまして非常にプラスになつてくるのではないかと思ひます。今度の首脳會議は、そういう意味におきまして、景氣政策の上からも注目すべき會議であると心得ております。

○広沢委員 まだまだ伺いたひことはたくさんありますけれども、今度會議を終えてから、また一つ一つの問題について伺つてみたいと思ひます。そこで、国内問題でありますけれども、一応御承知のように、長期の不況によりまして企業倒産あるいは失業、雇用不安、さらには物価は鎮靜しつつあるとはいひながらまだ二けたでありますし、秋口から来年にかけて公共料金を初め大幅な値上げが予想されております。さらに、財政的にも地方を通じて大きな赤字を抱えておる。こういう非常な不安にさらされているわけでありまして、したがつて、時間があるまいと思ひます。

まず景氣見通しでありますけれども、五十年度の当初の見通しでありますGNPの實質の伸びを改定されて、いま年度を通じて二・二％になるう、こういうふうに変更されたのですが、最近の景氣の狀態を見ますとまだ落ち込むのではないかと、こういう心配があるわけでありまして、その点についてどう考えられるか。

その原因の一つとしては、景氣政策の柱が公共事業と住宅投資、これが景氣浮揚の目標であつたわけでありまして、最近の建設省の発表によりますと、新設住宅の着工件数が非常に落ち込んでいます。住宅金融公庫による住宅投資の増大もあるけれども、その落ち込みを補うのがやつとではないか。ですから、今年度を通じて見た場合は昨年より落ち込む懸念があるというところで、景氣回復がおくれるのではないかと、こういう見方があります。

さらに、金融問題については、やはり十二月は非常に金融的に逼迫してくる、そういうところへ持つてきて、今度大量の國債を発行される、それ

を引き受けをしなければならぬ民間金融機関においては、やはり住宅ローンの融資をしる傾向にあるのではないかと観測が流れておりますが、その点についてどう考えるかということ。

さらに、景気をいま引上げようというものは、よく言われておりますように、設備投資あるいは輸出あるいは消費支出の動向、こういった大

体大別して三つ挙げられるわけでありまして、輸出や設備投資の増減は、国内需要もともかくながら、やはりあなたがおっしゃる通りに世界経済の動きにも大きな影響を受けております。それから消費支出の伸びについては、これはやはり

対策の打ち方によって上がってくるのではないかと。ですから、住宅だとか公共投資の対策も結構でありますけれども、それでなおかつ景気の回復が

おくれるということになれば、われわれが主張してまいりましたように低所得者層に対する減税、それからあるいは社会福祉の観点からの給付金を増額する等の処置を講じて、一方、その片方の景

気対策と同時に、こういう下から消費を拡大していくという形をとっていくことが景気対策になるのではないかと。むしろ、浪費を奨励するという

ことではなくて、現実に買いたい物も抑えているというその体制の中で、いま全般的に検討してみ

なければ、当然その面についても考えてみるべきではないか。各国の景気対策を考えてみましてその

の両面をとっております。もちろん所得減税も政策の中に入っております。こういう観点から見て当然考えられるべきではないか。

八百億の増額をいたしておりますが、例年大体四千五百億程度の年末の金融繁忙期に対しては増額をしていくわけでありまして、わずかに三百億くらい積み足したくらいでこれに十分たええられるかどうか。

そういったことについてひとつ簡単に答えたいと思います。

○大平内閣大臣 まず景気の見通しでございますけれども、補正予算を編成するに当たりまして、政府でいろいろ検討いたしまして、ことしの経済成長率は二・二ということではないかという見通しを発表いたしましたわけでございます。

いまこれに対して広沢さんおっしゃる通りに、果たしていけるかなという首をかしげる向きがな

いとは言えません。言えませんが、いま政府として一応こういう見通しの上で財政政策も経済政策も打ち立ててやっております。いまこれを改定しようというつもりはないわけでございます

ので、これを實現すべくあらゆる努力をこれからやっております。それならぬと考えております。

それから第二の点でございますが、金融はこれから年末を控えて繁忙期を迎えて、そこへ国債が出ていって、よほど産業金融、民間金融を圧迫する

ようなことになりはしないかということを御懸念のようでございますが、私はまずそういう心配はとしないかと考えております。上半期が八千四百億ばかり財政の散布超過になつております。下半期に三兆四角の国債を出さなければなりませんけれども、それを出したことを勘定に入れ

まして、八千億内外の散布超過になる見通しをわれわれは持つておるわけでございますので、金融市場は資金的に相当余裕があると思っております。したがって、大量の公債が出ましても、そのために民間金融を圧迫するということとはあり得ないかと考えておりますけれども、しかし金融機関によりましては、また時期的にはヒッチが起らないということも保証できませんので、そのあたりは政府も日銀もそういうことのないよう

に気をつけていきたいと考えております。住宅ローンは、幸いにいたしまして実績は逐次絶対額も伸び率もふえてきておるのでございまして、この芽を摘まないようにわれわれとしては努力をしてまいりたいと思っております。

それから年末の中小企業金融でございますけれども、三機関に対して四千八百億の手当てをしたのは、去年に比べて三百億しかふえてないじゃないかというところでございまして、根拠をひとつ見ていただきたいのでございます。ことしは中小企業三機関に対して、私どもは去年に比べて六千五百億ばかりすでに当初の計画でよくい融資の枠を用意いたしてあるわけでございます。その上にさらに三百億今年新たに第四次の景気対策の中でふやしたわけでございます。それに

ことしはいわば前向きな設備投資でございます。そういう資金需要が比較的少ない年でございまして、ただいまの判断では年末の中小企業金融は平穩に越年できるんじゃないかという見通しを持っておりますが、なお、金融機関におきまして、これに対しては万々対策を考えていただいております。

○広沢委員 まだ一つ答弁が抜かっているのが、いわゆる減税の問題です。これは、赤字財政が解消されるまではこういう景気対策は減税等の問題はいらないのか。予算委員会等ではそういうことはいま考えてないというお話でございまして、たけれども、だんだんやはり景気の浮揚がいくと、いふことは、面面的にそれを用いるべきではないかと私は思ふのですからそのことを聞いたのです。簡単に答えさせていただきます。

○大平内閣大臣 結論から申しますと、いま減税を考えて、減税によって個人の最終消費を刺激する資にしよう、そういう考えは持つていないのです。それは、そういうことをいまいたしません。恐らくその大半はそのまま金融機関に返ってくるのではないだろうか。いまの個人消費は、金がないからというよりはむしろ経済の展望を明らかにできない、そういうところから来てるわけであ

ざいまして、私どもとしては減税をしたから大いに個人消費が活発になってくるというふうな予想はいま持つていないわけでございます。

しかし、有力な学者の中には、広沢さん言われるように、減税によって刺激すべきじゃないかというお説もございまして、社会党にもそういう御主張があるように聞いております。しかし、私は財政をお預かり申し上げておる立場で申しますと、あえて申しますならば、必要ときに減税をする、必要なときに増税するということの財政の弾力性が保証されるのでございまして、これは私はいろいろやることはやれるのじゃないかと思ふのですけれども、減税というのは皆賛成するのです。増税となると皆反対するのですから

ね。酒とかたばこのちよとした調整をしようというのもこう反対されるのでは、とても財政当局としては、こちらで何かやるうとしたしまして、それはちよだしいしておきましよう、しかし増税はいやですよ、こうこれらたのでは全くやりやうがない。ですから、それは、つまり財政の体質を日本としてどういう体質を持たすかということとで、公明党さんもお考えいただいて、それはおまえの言うとおりで、よくわかったということとでございましてならば、また考え直す余地は私はあるんじゃないかと思ひます。

○広沢委員 議論はありますけれども、約束の時間が過ぎておりますので終わります。

○上村委員 竹本孫一君。

○竹本委員 時間が余りありませんから、ひとつ簡単に、明瞭に願います。

年末金融のことにつきましては、特に中小企業の立場から格段の御配慮があることと思ひますし、先ほど御議論も出ましたので、遺憾なきよう要望を申し上げておきます。

第一の質問は、景気回復の見通しの問題でございまして、これも結論だけお伺いしたいのですけれども、第四次の効果というものが出るものからであらうと思ひますし、われわれもある程度これに期待をするわけですが、すでに一部

では、通産省の中にも第五次対策が必要であるという意見も出ておるようでございますが、結論として、大蔵大臣は第五次不況対策を絶対に必要でないと思つておられるのか、第四次の成果、経過を見てその上で考えようというのであるか、どちらでありますか、その点を伺いたい。

○大平内務大臣 第四次の政策の浸透ぐあいを見て、そして物価や国際収支の状況等を見た上で、こういう重要なことでございますので、その時点で慎重に考えるべきものだと私は思つています。

○竹本委員 と申しますと、われわれの受け取り方として、経過を見た上で、場合によっては必要な場合もあるだろう、場合によっては必要でもないだろう、必要な場合もあるだろうということになる、こういうことでございませうか。

○大平内務大臣 必要な場合は全然ないと言ひ切ることは、いまの段階で絶対にそういうことは考えられないのだというようにことまで言い切る自信は私はありません。

○竹本委員 これも要望にとどめますが、やはり政治というものは大きな心理学ですから、言い切るだけの態勢と決意の中で第四次なら第四次対策を打ち出さないと、何だか場合によってはまた考えますとかいうような、それは慎重な答弁でありませうけれども、国民に与える影響というものは、第四次で必ず景気は上に向けてみせるといふくらいのは、第四の気魄と信念と準備がなければいけないのではないかと思いますが、これは要望にとどめておきます。

それから次に、もう一つは首脳会議の問題でございますが、先ほど来いろいろ御議論もあつたから、簡単に二、三つ申し上げたいのですが、一つは、日本が国際会議において日本の立場で独自の積極的提案をなすということが余りない。いままでは、米国に右へならえておるといふことが、日本の国内の一部からではなくて、世界的にそういうふうになつておる。アメリカの後をついていくんだと。私がいつか引用したこともありましたが、アメリカ人のプレゼンスキが書いた書

物にも、ビハインド・ジ・ユナイテッドステーツと書いてあるんだから、アメリカ人も日本はわれわれの後ろをついてくると思つてゐるのだが、そういうふうな行き方です。しかしながら、これも独自の立場で今日の情勢において打ち出していかなければならぬということになれば、国際会議においても日本がアジアの中の日本として独自の立場で物を言うべき時期が来た、かように思ひますが、国際会議において日本はこれから独自の積極的発言をなすべきだと私は思ひますけれども、この点について大臣はどう思われるか、大臣として伺いたい。

もう一つ、今度の首脳会議に臨まれるに当たつて、日本としてはそういう意味で独自の具体的、積極的提案が考えられておるかどうかわせて伺いたいと思ふ。

○大平内務大臣 日本政府もなかなかやりにくいのです。いろいろやつてきましてアメリカに追随したのじゃないかと言われるし、それから、やろうとしたら、変な約束をしなさいかぬぞと言うし、全く日本の国民というのは政府に何をやらせうとしているのだから私どもなかなかその判断に苦しむわけなんです。

きょうも野党の方へ三木さんにお供をしてございさつに伺つたわけなんですけれども、二、三の政党的幹部から、下手な約束は三木さんだめですよ、こういうことでございまして、それも真剣な御提言でございますから私も受けとめて帰つてまいつたわけでございます。

私は、竹本さんのおっしゃる通りに積極的に提言をすべきであるなどということよりは、日本が提言したことは実行するということが大事だと思ふのです。実行できないようなことは提言せぬ方がいいのです。ですから問題は、日本が提言する場合は、ちゃんと実行の用意があるという場合に提言すべきであるということでございます。それそれから第二でございますが、今度の場合どうするんだということでございますが、今度の場合

はどのような議事日程になりますか、どういうテーマが取り上げられるか、まだ決まてないわけでございます。十五日の晩に集まりまして食事から始まるわけでございますが、どういふことがどういふ手順で行われるのか全く私どもには明らかではございません。問題は恐らく各首脳がそれぞれ忌憚のない意見を述べられることになるんじゃないかと思ひます。したがつて三木総理からも、日本の見解をいたしましては、明快に日本の考へておることは述べていただかなければならぬと考へておられます、何ら遠慮する必要は全然ない私は考へておりますが、そのことは日本が究極において責任を持てることを述べていただくようにいたしたいと思ひます。

○竹本委員 実行できることでなければもちろん提言すべきではありませんが、そういう立場に立つて提言すべきことがあるかないかということをお尋ねしたわけでありませう。

たとえば西ドイツのブランドさんが一つの考へ方を出しておる。これは若干哲学的という考へ方を語つたような面があると思ひますけれども、大平さんはそういう意味においてわれわれは財政経済よりも哲学的な面において高く評価して下さるから、もう少しそういう面でも積極的なことを考えられたらどうかという意味であります。

もう一つお伺いしたいのですが、時間の関係でまとめて申し上げます。

一つは、日本貿易会の今回の会議に対する提言の中に、産業構造の国際的調和を圖つてもらいたいということがありますが、これは非常に大事なポイントをついた提言だと私は思ふのです。日本のたのばいばい政府で考へておられる新しい中期計画等を漏れ承つてみても、国際的な産業構造の調和というか改革というか、再配置というふうなものについては、全然そういう視点が無い。日本の産業をどうするか、日本の国土開発をどうするかというふうなことが書いてあるわけなんです。これからアジアの中の日本ということから考へるならば、ある程度産業は配置を考え直して、

日本の一部では転換を図る、そして一部のものは東南アジアの方へ任せるとか、そういうふうなアジア全体を通じての再配置まで考へた経済計画でなければ、ぼくはいまの時点で物は役に立たぬと思ふのです。

そういう意味で、もともと日本の国内においても産業再配置に対する考へ方が余りない。構造改革とか何とか言葉だけはやつておるけれども実体はほとんどない。国内にもないのだからアジアにはなおない、アジアにもないから国際的にはなおないということになるのでしょうか、まあ貿易会の中身はどういうことを考へておられるか私は知りませんが、しかし少なくともこれからの資源あるいは通貨、経済、東西貿易、南北問題、いろいろ考へる場合に、三木さんもよく言われるように、世界が孤立して勝手なことを考へることができなくなればなるほど、国際経済社会における産業構造の再配置というものを考へなければならぬ。一体そういう視点が日本にはあるのか、あるいは今度の会議のときにもそういう立場で物を考へて御発言を願うべきではないかという点の一つ。それに対してどういふようにお考へになるか。

もう一つあります。農業開発国際基金に対して六千万から七千万、SDRで金を出す。しかしその使途については日本の、特に大蔵省では先進国側に拒否権を留保しておかなければいけないじゃないかというふうな御意見があるやに伝えられておるが、そういうお考へがあるか。確かに小さな国が勝手なことを言つたり勝手に走つたりすることは困りますので、それに節度を考へなければならぬこともよくわかりますが、日本がある意味においてこれから積極的にそういう国際社会、殊に南北問題について協力しようといつてゐるときに、その実績もまだ上げないうちに拒否権をリザーブだ、こういうふうな言ふことは政治的にむしろマイナスが多いという意味で、そういう拒否権要求の考へがあるのかどうかということをお伺いたい。

最後に、三つになりますが、もう一つはいまの産業構造の世界的な規模における改革なり調和なりという問題とあわせて人口問題についてもこれからの国際会議においては取り上げなければならぬ大問題だと思ふのです。そういう点についてはどういふお考えであるか。

以上三点を承つて終わりにいたします。

○大平国務大臣 国際的な産業構造の将来の展望を踏まえた上ですべての政策の立案、運営を考えるばかりでなく、国際的な会議、交渉等におきましてもそういった問題意識を常に持つておらなければならぬじゃないかという御指摘は仰せのとおりだと私も思います。われわれが投資政策を考える場合、あるいは技術政策を考える場合、エネルギー政策を考える場合、いま竹本さんの言われた産業構造的な問題点を踏まえたいとちよつと進めることもできない状況にありますことは私もよく理解しているところでございます。

今度の首脳会議におきまして産業構造というような問題が取り上げられるかどうか私よく存じませんけれども、どういふ問題が論議されるに当たりましてもこういう問題意識は常に踏まえて当たらなければならぬということにつきましては御指摘のとおり心得ております。

第二の産業開発基金に対する日本の参加問題でございます。わが政府といたしましてはこの農業開発基金に積極的に参加いたしまして、開発途上国の農業問題の解決の一助にしなければならぬのではないかとこのことにつきましては、原則的に一致したコンセンサスがあるわけでございます。問題は参加の条件と金額でございます。参加の場合、ほかのOPECが大量の拠金を拠出するようでございます。あるいはECとかアメリカが相当巨額の拠出をすることになっておりまして、そういう方面がなければ日本はやるということではなくて、そういう国と相まって日本も参加して応分の拠出はしていく、そういうことをしてひとつやりたいものだと思つております。それから拒否権問題でございますが、私も別

にそうかたく考えているわけじゃないのです。これは開発途上国にせよ先進国にせよ互いに協力をしていかなければならぬわけで、一方の指導力で押しまくって成功するといふものじゃないと思ふのです。したがって、その間に調和をとれてそして運営が円滑にいく、建設的な成果を生むといふようなことになりまふならばそれで結構だと思ふのでございまして、拒否権という言葉は少し法律的に過ぎますし少し窮屈に過ぎる、そんなにたくさん考える必要はないと私もは考えております。

それから人口問題につきましても、最初の産業構造政策について申し述べたとほぼ同様な問題意識を私は持つております。

○竹本委員 終わります。

○上村委員長 この際、直ちに理事会を開会することとし、暫時休憩いたします。

午後二時三十二分休憩

午後二時四十分開議

○上村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。昭和五十年年度の公債の発行の特例に関する法律案を議題といたします。

まず、政府より提案理由の説明を求めます。大平大蔵大臣。

昭和五十年年度の公債の発行の特例に関する法律案
案
〔本号末尾に掲載〕

○大平国務大臣 ただいま議題となりました昭和五十年年度の公債の発行の特例に関する法律案につきまして、その提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

昭和五十年年度におきましては、景気の停滞等に

より、租税及び印紙収入並びに専売納付金が、当初予算に比べ大幅に減少すると見込まれる状況にあります。

現下の経済情勢に顧み、租税収入等の減少を補い、五十年年度予算の円滑な執行を図るためには、財政法第四條第一項ただし書きの規定による公債のほかに、特例公債を発行できることとする等の措置を講ずる必要があります。

このため、昭和五十年年度の特例措置として、昭和五十年年度の公債の発行の特例に関する法律案を提出する次第であります。

以下、この法律案の内容について御説明申し上げます。

まず、昭和五十年年度の補正予算において見込まれる租税及び印紙収入並びに専売納付金の減少を補うため、予算をもつて国会の議決を経た金額の範囲内で、特例公債を発行することができるといたしてあります。

次に、租税収入等の減少を補うという特例公債の性格にかんがみ、租税収入の実績等により発行額の調整を図るため、この法律に基づく公債の発行は、昭和五十年年度の出納整理期限である昭和五十一年五月三十一日までの間、行うことができることとし、あわせて、この期間に発行する特例公債に係る収入は、昭和五十年年度所屬の歳入とすることといたしてあります。

また、この法律の規定に基づき特例公債の発行限度額について国会の議決を経ようとするときは、その償還の計画を国会に提出しなければならぬこととしてあります。

なお、この法律に基づいて発行される公債も、少額国債の利子の非課税制度の適用を受けることができるよう措置することとしてあります。

以上が、この法律案の提案の理由及び内容であります。

何とぞ御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○上村委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ります。次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後二時四十四分散会

昭和五十年年度の公債の発行の特例に関する法律案

昭和五十年年度の公債の発行の特例に関する法律

（特例公債の発行）

第一条 政府は、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四條第一項の規定にかかわらず、昭和五十年年度の一般会計補正予算において見込まれる租税及び印紙収入並びに専売納付金の減少を補うため、当該補正予算をもつて国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行することができる。

（特例公債に係る発行時期及び会計年度所屬区分の特例）

第二条 前条の規定による公債の発行は、昭和五十一年五月三十一日までの間、行うことができる。この場合において、同年四月一日以後発行される同条の公債に係る収入は、昭和五十年年度所屬の歳入とする。

（償還計画の国会への提出）

第三条 政府は、第一条の議決を経ようとするときは、同条の公債の償還の計画を国会に提出しなければならない。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。
2 租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。
第四條第一項中「第五條の規定により発行されるもの」の下に「並びに昭和五十年年度の公債の発行の特例に関する法律（昭和五十年法律第 号）第一条の規定により発行されるもの」を加える。

理由

財政法第四條第一項ただし書の規定による場合のほか、昭和五十年度における租税収入の多額な減少等に対処するため、一般会計において公債を発行することができることとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

大蔵委員會議録第二号中正誤

ページ 段 行

誤

正

二 三 二 額に

額の

六 一 二 四 国家公務員共業

国家公務員共済

六 一 三 三 組合

組合

六 一 末 七 する

ある

昭和五十年十一月二十日印刷

昭和五十年十一月二十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局